

## **[事案 25-116] 契約無効請求**

・平成 26 年 1 月 16 日 和解成立

※本事案の申立人は、契約者の相続人代表者である。

### **<事案の概要>**

高齢者の母が契約した養老保険について、契約当時、判断能力に乏しかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 9 月に契約した養老保険 2 件について、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約者は、契約当時 76 歳、病気がちで薬を服用、痴呆症状も出ており、判断能力に乏しかった。
- (2) 契約者の申込みの意思表示に、要素の錯誤がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約者の意思表示に錯誤があったことの立証がされていないことから、申立人の申立てには応じられない。
- (2) 契約および契約の申込みの際、募集人は、契約者との対応状況から、契約者の判断能力に問題があるとは思わず、一般的に行うひとつおりの説明を行った。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出にあたり、同時に本契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。